



経済記者クラブ
京都労働局発表 平成30年10月24日

担	労働基準部 賃金室
	室長 田中淳史
当	賃金指導官 田中 巧
	電話 075-241-3215

京都府特定（産業別）最低賃金が改正へ

～京都地方最低賃金審議会が答申～

京都地方最低賃金審議会（会長 佐藤卓利 立命館大学経済学部教授）は、本日、5業種の京都府特定（産業別）最低賃金をそれぞれ上げることが適当であると、京都労働局長（高井吉昭）に答申した。

1 答申の要旨

- (1) 京都府特定（産業別）最低賃金の時間額を下記の通り改定する。（予定）

特定（産業別）最低賃金	現行額	改定額	引上額	引上率
金属製品製造業	902 円	921 円	19 円	2.11%
電気機械器具製造業	900 円	919 円	19 円	2.11%
輸送用機械器具製造業	907 円	927 円	20 円	2.21%
各種商品小売業	860 円	884 円	24 円	2.79%
自動車（新車）小売業	860 円	885 円	25 円	2.91%

- (2) 改定額の効力発生は平成30年12月22日とする。

2 今後の手続

- (1) 答申に対する異議申出手続に関する公示を本日実施（公示期間は10月24日から11月8日まで）
- (2) 答申に対する異議申出があった場合は異議の取扱い審議を実施
- (3) 異議の取扱い審議を経て、改定額の発効

3 添付資料

京都府地域別、特定（産業別）最低賃金の推移 **(省略)**